

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	使用許可の取消しその他の規制
概要	市場施設の整備、業務の監督、環境の保全その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、市場施設の使用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第62条（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎ 市場施設の整備、業務の監督、環境の保全その他市場の管理上の必要があるときは、施設使用者に対し、市場施設の使用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずることがあります。 ◎ 処分の量定は、市場施設の整備、業務の監督、環境の保全その他市場の管理上の必要性を総合的に考慮して定めます。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shi jo/page/0000023610.html
備考	—